

# 事業活動温暖化対策計画指針

平成25年5月

長野県

## 第1 目的

この指針は、長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号。以下「条例」という。）第12条の規定により、事業者が提出しなければならない事業活動温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）及び事業活動温暖化対策実施状況等報告書（以下「報告書」という。）に記載する事項、事業者がその事業活動において講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の内容、条例第13条の規定に基づき知事が計画書及び報告書を評価する基準等を定めるものである。

この指針において使用する用語は、条例及び長野県地球温暖化対策条例施行規則（平成18年長野県規則第22号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

## 第2 連鎖化事業に関する事項等

規則第4条に規定する事業者の範囲を明確にするため、連鎖化事業に関する事項等について定める。

### 1 連鎖化事業に関する事項

規則第4条第2項第1号に規定する「知事が別に定めるものに係る定めがあるもの」とは、連鎖化事業者が、次の各号に掲げる加盟者が設置する工場等において排出する温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該ア及びイに定める事項をいずれも定めている場合とする。

#### (1) エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 次に掲げる事項

ア エネルギーの使用の状況の報告に関する事項

イ 空気調和設備、冷凍機器若しくは冷蔵機器、照明器具又は調理用機器若しくは加熱用機器の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

#### (2) エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の温室効果ガス（以下「その他ガス」という。） 次に掲げる事項

ア その他ガスの排出を伴う事業活動の状況の報告に関する事項

イ その他ガスの区分に応じ、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。以下「温対法施行令」という。）別表第7から別表第12までに掲げる事業活動に係る設備の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

なお、連鎖化事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は連鎖化事業者が定めた方針、行動規範、マニュアル等に本号ア及びイに規定する事項に関する定めが記載され、それを遵守するものとする定めが約款にある場合には、約款に当該ア及びイの定めがあるものとみなす。

### 2 原油換算エネルギー使用量の算定

規則第4条第2項第1号に規定する「使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ知事が別に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の算定方法により、別表1に掲げる単位発熱量及び換算係数を使用して算出された量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）とする。

### 3 温室効果ガスの算定

規則第4条第2項第2号に規定する「知事が別に定める方法により算定される県内の工場等の一の年度における当該物質ごとの排出量に知事が別に定める係数を乗じて得た量」とは、温対法施行令第3条に定める算定方法により算出された値とする。算定には、別表2に掲げる地球温暖化係数を使用する。

#### 4 自動車に関する事項

規則第4条第3項に規定する「知事が別に定める自動車」とは、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車(それぞれ二輪自動車及び被けん引自動車(自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。)を除く。)のうち、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の定めるところにより有効な自動車検査証の交付を受けたもので県内にその使用の本拠の位置を有するもの以外の自動車とする。

#### 第3 事業活動温暖化対策計画の策定

条例第12条の規定により事業者が知事に提出する計画書は様式1により、次に掲げる事項を記載する。計画書は、様式2に定める事業活動温暖化対策計画書提出書を添えて規則第4条第6項及び第7項に定める期日までに提出する。

##### 1 事業活動温暖化対策計画書総括票の記載事項

事業活動温暖化対策計画書総括票は全ての事業者が記載する。

###### (1) 事業者等の概要

事業者の氏名又は名称、代表者名、主たる事務所の所在地、主たる事業の分類、主たる事業の概要、制度に該当する要件、原油換算エネルギー使用量、その他ガス排出量合計、自動車の台数等を記載する。

###### (2) 計画期間及び報告対象年度

計画期間、報告対象年度を記載する。

###### (3) 計画書(報告書)の公表方法等

計画書及び報告書を事業者が公表する方法を記載する。

###### (4) 温室効果ガス排出抑制のための基本方針

県内における事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制目標達成に向けた基本的な考え方や目標達成のために講ずる措置についての基本的な考え方を基本方針として設定する。

###### (5) 温室効果ガス排出抑制のための組織体制

事業者は、温室効果ガスの排出を抑制するための体制を整備し、計画書においてそれを図示する。体制の整備に当たっては、県内の工場等全体の温室効果ガス排出抑制を推進するための責任者(以下「温暖化対策責任者」という。)を選任する。又、基準年度において、原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上の工場等、又は、その他ガスの排出量合計が二酸化炭素換算で3,000t以上の工場等(以下「個別票対象工場等」という。)にあつては個別票対象工場等ごとに温室効果ガス排出抑制を推進するための担当者(以下「温暖化対策担当者」という。)を選任し、組織体制を整備する。

資格要件等は定めないが、温暖化対策責任者については県内の工場等全体のエネルギー及びその他ガスの使用実態等を把握・管理するに足る権限及び責任を有する者、工場等ごとの温暖化対策担当者については当該工場等のエネルギー及びその他ガスの使用実態等並びに設備の運用状況を把握・管理するに足る権限及び責任を有する者とする。

###### (6) 温室効果ガスの排出抑制に係る目標等の状況

制度に該当する要件に応じて、該当する要件全てに排出抑制目標を設定する。

###### ア 排出量による抑制目標の設定

条例第 12 条の規定により計画書を提出すべき年度の前年度（以下「基準年度」という。）における温室効果ガスの排出量（以下「基準排出量」という。）に対する、規則第 4 条第 1 項に規定する 3 年間ごとの各計画期間の最終年度における排出量の目標値（以下「目標排出量」という。）を設定する。

基準年度において、個別票対象工場等に該当する場合にあっては、当該個別票対象工場等ごとに抑制目標を設定する。

イ 排出原単位による抑制目標の設定

排出量による抑制目標に加え、排出原単位による抑制目標を設定する。排出原単位は、ある年度の温室効果ガスの排出量を当該年度の生産数量、建物延床面積その他の温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値等で除して得た数値とする。

（温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値の例）

区分	排出原単位の指標（例）
製造業	生産数量（t）、生産額（円）
小売業 （百貨店、スーパーマーケット等）	売場面積（㎡）、売上高（円）
ビル	建築延床面積（㎡） 占有面積（㎡）

なお、この例によらず、事業活動の特性をもとにエネルギー使用量等と密接な関係にある最も適した指標を定めることができるものとする。また、計画策定事業者（条例第 12 条第 1 項の規定により事業活動温暖化対策計画を策定しなければならない事業者をいう。以下同じ。）の事業の内容により単一の原単位を設定できない場合は、活動実態に即した複数の「温室効果ガスの排出の量と密接な関係を持つ値」を重み付け合算することにより、原単位による抑制目標を設定し、寄与度の合計から求めた目標削減率の欄に記入する。

ウ 調整後排出量

調整後排出量は排出量から 1.（10）に掲げるクレジット量を減じた値とする。利用できるクレジットは、長野県内で創出されたものであり、かつ、一のクレジットはエネルギー起源二酸化炭素の排出量調整又はその他ガスの排出量調整のどちらか一方に限り利用できるものとする。

（7） 重点対策の実施状況

条例第 12 条第 1 項第 2 号に規定する事業者は、別表 3 に掲げる重点対策の実施状況を記載する。

（8） 排出抑制目標達成のための具体的な措置

「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成 21 年経済産業省告示第 66 号）等を参考に、事業特性に応じて排出抑制目標を達成するために実施する措置の内容を記載する。また、実施する措置による削減量を推計するよう努める。

（9） 自然エネルギー源利用設備等の導入状況

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスを利用する設備の導入状況及び導入予定を記載する。

（10） クレジット等に関する取組状況

クレジット等に関する取組状況を記載する。

本制度において利用可能なクレジットは次に掲げるものとする。

クレジットの種類	クレジット量	備考
グリーンエネルギー証書	<p>【電力】 証書により証明された電力量に別表 1 に掲げる電気の排出係数を乗じて得た量</p> <p>【熱】 証書により証明された熱量に別表 1 に掲げる温水の排出係数を乗じて得た量</p>	県内の工場等で利用したものに限る。
J-クレジット制度により創出されたクレジット	認証されたクレジットの量	県内で創出されたもので、県内の工場等から排出された温室効果ガスのオフセットに利用されたものに限る。
県が認証したクレジット	県により認証されたクレジットの量	県内で創出されたもので、県内の工場等から排出された温室効果ガスのオフセットに利用されたものに限る。
電気の利用に伴うもの	計画書又は報告書提出の前年度に供給を受けた電気事業者の電気の実排出係数と調整後排出係数の差に当該電力事業者から供給された電力量を乗じて得た量	
低炭素電力の利用	別表 1 に掲げる電気の排出係数から計画書又は報告書提出の前年度に供給を受けた電気事業者の電気の実排出係数を減じた値に当該電力事業者から供給された電力量を乗じて得た量	電気の实排出係数が 0.1tCO <sub>2</sub> /千 kWh 以下の電気を利用した場合に限る。

- (11) 県内の工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出状況  
県内の工場等の規模別の数及び排出量合計を記載する。
- (12) 県内の工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス（その他ガス）の排出状況  
その他ガスを排出する事業者にあつては、そのガスの種類別排出量を記載する。
- (13) 次世代車使用台数及び導入計画  
別表 4 に規定する次世代自動車の使用台数及び導入計画を記載する。
- (14) 中小企業支援  
信州省エネパトロール隊への社員の派遣など、中小企業の地球温暖化対策の推進の支援に関

する取組の実施状況を記載する。

(15) 交通対策

ノーマイカー通勤、公共交通機関の利用促進、来客者の交通対策、物流の合理化に関する取組状況を記載する。

(16) 環境マネジメントシステム導入状況

ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの導入状況を記載する。

(17) その他の地球温暖化を防止する対策の実施状況

県内の緑化、用水使用量の削減、県内における環境教育等、(1) から (16) までに該当しない地球温暖化対策への取組状況を記載する。

(18) 自由記載欄

基準年度以前における取組等を記載する。

## 2 事業活動温暖化対策計画書個別票の記載事項

個別票対象工場等を設置している事業者は、当該個別票対象工場等ごとに事業活動温暖化対策計画書個別票（以下「計画書個別票」という。）を作成する。

(1) 県内の工場等の概要

個別票対象工場等の名称、所在地、主たる事業の分類、個別票対象工場等の種類、事業の概要、所有状況、使用範囲、延べ床面積、原油換算エネルギー使用量、その他ガス排出量合計を記載する。

(2) 温室効果ガス排出抑制のための基本方針

個別票対象工場等における事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制目標達成に向けた基本的な考え方や目標達成のために講ずる措置についての基本的な考え方を記載する。

(3) 温室効果ガス排出抑制のための組織体制

個別票対象工場等における計画の実施に向けた体制を整備し図示する。

(4) 温室効果ガスの排出抑制に係る目標等の状況

個別票対象工場等における基準排出量、目標排出量、目標削減率及び目標設定に関する説明等を記載する。排出量による抑制目標に加え、排出原単位による抑制目標を設定する。排出原単位は、ある年度の温室効果ガスの排出量を当該年度の生産数量、建物延床面積その他の温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値等で除して得た数値とする。

個別票対象工場等の事業の内容により単一の原単位を設定できない場合は、活動実態に即した複数の「温室効果ガスの排出の量と密接な関係を持つ値」を重み付け合算することにより、原単位による抑制目標を設定し、寄与度の合計から求めた目標削減率の欄に記入する

(5) 排出抑制目標達成のための具体的な措置

排出抑制目標を達成するために個別票対象工場等において実施する措置の内容を記載する。また、実施する措置による削減量を推計するよう努める。

(6) エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス（その他ガス）の排出状況

その他ガスの排出量合計が二酸化炭素換算で 3,000t 以上の個別票対象工場等にあつては、その他ガスの種類別排出量を記載する。

(7) 自然エネルギー源利用設備等の導入状況

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスを

利用する設備の導入状況及び導入予定を記載する。

(8) 重点対策の実施状況

個別票対象工場等における、別表3に掲げる重点対策の実施状況を記載する。

(9) 中小企業支援

信州省エネパトロール隊への社員の派遣など、中小企業の地球温暖化対策の推進の支援に関する取組の実施状況を記載する。

(10) 交通対策

ノーマイカー通勤、公共交通機関の利用促進、来客者の交通対策、物流の合理化に関する取組状況を記載する。

(11) 環境マネジメントシステム導入状況

ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの導入状況を記載する。

(12) その他の地球温暖化を防止する対策の実施状況

県内の緑化、用水使用量の削減、県内における環境教育等、(1) から (11) までに該当しない地球温暖化対策への取組状況を記載する。

(13) 自由記載欄

基準年度以前における取組等を記載する。

### 3 重点対策

重点対策は、該当要件別に次に掲げる段階（ステップ）ごとに設定する。

・ 条例第12条第1項第1号及び規則第4条第2項第1号該当事業者

段階 (ステップ)	内容
I	ルール（管理標準）策定及び文書化
II	実態把握
III	設備更新計画の策定
IV	設備更新の実施

・ 条例第12条第1項第1号及び規則第4条第2項第2号該当事業者

段階 (ステップ)	内容
I	HFC、PFC、SF <sub>6</sub> 封入機器の管理
II	HFC、PFC、SF <sub>6</sub> 使用量の把握
III	代替方策の検討等
IV	代替方策の実施等

・条例第 12 条第 1 項第 2 号及び規則第 4 条第 3 項該当事業者

段階 (ステップ)	内容
I・II	燃料使用量等の定期的な把握、エコドライブの励行
III	次世代自動車の導入計画
IV	次世代自動車の導入

#### 第 4 事業活動温暖化対策実施状況等報告書の作成

計画策定事業者は、第 3 により作成した計画書に各実施年度における温暖化対策の実施状況等を追記した報告書を作成し、計画書提出の翌年度から計画期間終了の翌年度まで、毎年度 7 月末日までに知事に提出する。

個別票対象工場等を設置している事業者は、事業活動温暖化対策実施状況等報告書総括票に加え、事業活動温暖化対策実施状況等報告書個別票（以下「報告書個別票」という。）を当該工場等ごとに作成する。

##### 1 計画期間の途中で規則第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定に該当しなくなった場合の取扱い

計画期間の途中で規則第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定に該当しなくなった場合でも、条例第 12 条第 9 項の規定に基づき、計画期間が終了するまで毎年度報告書を提出する。

##### 2 報告書個別票の取扱い

計画期間の途中で個別票対象工場等の原油換算エネルギー使用量が 1,500kl 未満、又は、その他ガスの排出量合計が二酸化炭素換算で 3,000t 未満となった場合でも、計画期間が終了するまで報告書個別票を提出する。ただし、工場等を廃止する場合や、売却する場合など、工場等における計画の実施が困難な場合はこの限りではない。

また、計画期間の途中で原油換算エネルギー使用量が 1,500kl 以上、又は、その他ガスの排出量合計が二酸化炭素換算で 3,000t 以上となった工場等にあつては、当該計画期間中は、計画書個別票及び報告書個別票の作成は要さない。

#### 第 5 その他必要な事項

計画書ならびに報告書に添付する資料は次に掲げるものとする。

- ・排出量の算定根拠資料
- ・クレジットに関する取組状況に記載したクレジットの取得量、オフセット対象範囲、オフセット対象年度が確認できる資料  
ただし、グリーンエネルギー証書、J-クレジット制度により創出されたクレジット、県が認証したクレジットを記載した場合に限る。
- ・重点対策の実施状況が確認できる資料で別表 3 に掲げるもの
- ・その他必要な資料

#### 第 6 計画策定事業者以外の事業者による計画の策定

計画策定事業者以外の事業者が事業活動温暖化対策計画を策定する場合は、計画策定事業者と同様に第 3 から第 5 に基づき実施するものとする。ただし、計画書個別票及び報告書個別票の作成は要さない。



## 第7 評価

条例第13条の規定に基づく評価は、計画書及び計画期間の初年度から最終年度までの実施状況等が記載された報告書について、別表5、別表6に基づき、総括票と個別票それぞれに、かつ、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素、その他ガス又は自動車の使用に伴う二酸化炭素の要件別に得点をつけ、この得点によりS、AA、A、B、Cの5段階で行うものとする。評価基準は表1に示すとおりである。

表 1 評価基準

評価	評価基準	適用対象
S	85 以上	条例第 12 条第 1 項第 1 号該当事業者が提出した計画書及び報告書の総括票
AA	70 以上 85 未満	
A	50 以上 70 未満	
B	30 以上 50 未満	
C	30 未満	
S	135 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 12 条第 1 項第 2 号該当事業者が提出した計画書及び報告書の総括票</li> <li>・ 条例第 12 条第 1 項第 1 号該当事業者が提出した計画書及び報告書の個別票</li> </ul>
AA	120 以上 135 未満	
A	100 以上 120 未満	
B	50 以上 100 未満	
C	50 未満	

別表 1 エネルギーの種類別の発熱量、排出係数及び原油換算エネルギー使用量への換算係数

エネルギーの種類		単位発熱量	排出係数	
燃料	原油(コンデンセートを除く)	38.2 GJ/k1	0.0187 tC/GJ	
	原油のうちコンデンセート(NGL)	35.3 GJ/k1	0.0184 tC/GJ	
	揮発油(ガソリン)	34.6 GJ/k1	0.0183 tC/GJ	
	ナフサ	33.6 GJ/k1	0.0182 tC/GJ	
	灯油	36.7 GJ/k1	0.0185 tC/GJ	
	軽油	37.7 GJ/k1	0.0187 tC/GJ	
	A重油	39.1 GJ/k1	0.0189 tC/GJ	
	B・C重油	41.9 GJ/k1	0.0195 tC/GJ	
	石油アスファルト	40.9 GJ/t	0.0208 tC/GJ	
	石油コークス	29.9 GJ/t	0.0254 tC/GJ	
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	50.8 GJ/t	0.0161 tC/GJ
		石油系炭化水素ガス	44.9 GJ/千m <sup>3</sup>	0.0142 tC/GJ
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	54.6 GJ/t	0.0135 tC/GJ
		その他可燃性天然ガス	43.5 GJ/千m <sup>3</sup>	0.0139 tC/GJ
	石炭	原料炭	29.0 GJ/t	0.0245 tC/GJ
		一般炭	25.7 GJ/t	0.0247 tC/GJ
		無煙炭	26.9 GJ/t	0.0255 tC/GJ
	石炭コークス	29.4 GJ/t	0.0294 tC/GJ	
	コールタール	37.3 GJ/t	0.0209 tC/GJ	
	コークス炉ガス	21.1 GJ/千m <sup>3</sup>	0.0110 tC/GJ	
	高炉ガス	3.41 GJ/千m <sup>3</sup>	0.0263 tC/GJ	
	転炉ガス	8.41 GJ/千m <sup>3</sup>	0.0384 tC/GJ	
	都市ガス	45.0 GJ/千m <sup>3</sup>	0.0136 tC/GJ	
熱	産業用蒸気	1.02 GJ/GJ	0.060 tCO <sub>2</sub> /GJ	
	産業用以外の蒸気	1.36 GJ/GJ	0.057 tCO <sub>2</sub> /GJ	
	温水	1.36 GJ/GJ	0.057 tCO <sub>2</sub> /GJ	
	冷水	1.36 GJ/GJ	0.057 tCO <sub>2</sub> /GJ	
電気	一般電気	昼間買電	9.97 GJ/千kWh	
		夜間買電	9.28 GJ/千kWh	
	事業者	上記以外の買電	9.76 GJ/千kWh	
その他			0.518 tCO <sub>2</sub> /千kWh	
熱量の原油換算エネルギー使用量への換算係数			0.0258 k1/GJ	

別表 2 温室効果ガスの種類別の地球温暖化係数

温室効果ガス		地球温暖化係数
二酸化炭素	CO <sub>2</sub>	1
メタン	CH <sub>4</sub>	21
一酸化二窒素	N <sub>2</sub> O	310
ハイドロフルオロカーボン	HFC	—
トリフルオロメタン	HFC-23	11,700
ジフルオロメタン	HFC-32	650
フルオロメタン	HFC-41	150
1, 1, 1, 2, 2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	2,800
1, 1, 2, 2-テトラフルオロエタン	HFC-134	1,000
1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	1,300
1, 1, 2-トリフルオロエタン	HFC-143	300
1, 1, 1-トリフルオロエタン	HFC-143a	3,800
1, 1-ジフルオロエタン	HFC-152a	140
1, 1, 1, 2, 3, 3, 3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-227ea	2,900
1, 1, 1, 3, 3, 3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	6,300
1, 1, 2, 2, 3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	560
1, 1, 1, 2, 2, 3, 4, 5, 5, 5-デカフルオロペンタン	HFC-43-10mee	1,300
パーフルオロカーボン	PFC	—
パーフルオロメタン	PFC-14	6,500
パーフルオロエタン	PFC-116	9,200
パーフルオロプロパン	PFC-218	7,000
パーフルオロブタン	PFC-31-10	7,000
パーフルオロシクロブタン	PFC-c318	8,700
パーフルオロペンタン	PFC-41-12	7,500
パーフルオロヘキサン	PFC-51-14	7,400
六ふっ化硫黄	SF <sub>6</sub>	23,900

別表 3 重点対策（原油換算エネルギー使用量が 1,500kl 以上の工場等用）

段階	番号	対策名称	対象機器等	実施済の基準	確認資料
I	I-1	管理ルール（管理標準等）の設定	照明設備 空調機 熱源設備（冷凍機等）	対象機器について、様式4の稼働実態が把握できる内容の管理標準が設定されている。	・管理標準
II	II-1	管理実態の把握	ボイラー 工業炉 コンプレッサ ポンプ ファン・ブロー 発電設備	管理標準に基づき設備が管理されている。 (様式4が記入されており、かつその稼働実態が管理標準で定めた基準値を逸脱していない)	・様式4
	II-2	エネルギー使用実態の把握		エネルギー使用量が種類別、設備別に把握されている。(様式4が記入されている)	・様式4
III	III-1	設備更新計画の策定	I-1、II-1の対象設備、その他エネルギー消費の大きい設備等	II実態把握を踏まえ、設備更新による温室効果ガス排出量の抑制又はエネルギーの使用の合理化に関する対策が立案されており、その抑制見込み量が算定されている。	設備更新計画を示した資料で以下の事項が記載されたもの ・更新対象設備 ・更新時期 ・更新の理由（IIの実態把握に基づくことが示されたもの） ・抑制見込み量とその算定プロセス
IV	IV-1	設備更新の実施		IIIで策定した計画又はIIに基づく設備更新が行われており、更新による温室効果ガス抑制量が試算されている。	設備更新実績を示した資料で以下の事項が記載されたもの ・更新対象設備 ・更新時期 ・更新による温室効果ガス抑制量（運転実績に基づいた値であること）

別表3 (続き) 重点対策 (その他ガス排出量が 3,000 tCO<sub>2</sub> 以上の工場等用)

段階	番号	対策名称	対象機器等	実施済の基準	確認資料
I ~ II	I-1	HFC、PFC、SF <sub>6</sub> 封入機器の管理	冷凍機、空調機 (パッケージ空調、ビルマルチ)、冷凍倉庫、変圧器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロン類、SF<sub>6</sub>封入機器の台帳が整備されており、かつ、それらの機器の廃棄時のルール (封入ガスの抜き取り及び処理に関するもの) が定められている。</li> <li>・SF<sub>6</sub>ガス絶縁機器 (変圧器・遮断機等) は封入ガスの圧力等を把握している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式5</li> <li>・フロン類、SF<sub>6</sub>封入機器廃棄時のルールを示した資料</li> <li>・SF<sub>6</sub>ガス絶縁機器の点検ルール及び封入ガス圧力の点検記録</li> </ul>
	I-2	HFC、PFC、SF <sub>6</sub> 使用量の把握	生産工程でHFC、PFC、SF <sub>6</sub> を使用する工場等	生産工程において使用するHFC、PFC、SF <sub>6</sub> の量を把握している。	HFC、PFC、SF <sub>6</sub> の使用量の記録
III	III-1	生産工程のノンフロン化検討	生産工程でHFC、PFC、SF <sub>6</sub> を使用する工場等	HFC、PFC、SF <sub>6</sub> 使用工程のノンフロン化又は密閉が検討されている。	ノンフロン化又は密閉の検討結果が確認できる資料
	III-2	ノンフロン機器への転換検討	冷凍機、空調機 (パッケージ空調、ビルマルチ)、冷凍倉庫	導入するノンフロン機器及び更新のスケジュールが明確にされている。	ノンフロン機器の導入計画 (対象機器、スケジュールが確認できるもの)
	III-3	SF <sub>6</sub> の転換検討	絶縁機器	SF <sub>6</sub> を使用していない絶縁機器への転換に係る計画を立案している。	SF <sub>6</sub> を使用していない絶縁機器への転換計画 (対象機器、スケジュール) が確認できるもの
IV	IV-1	漏えい個所対策の実施	業務用冷凍空調機器保有工場等	漏えい個所の修繕記録がある。	漏えい個所の補修記録
	IV-2	除害装置 (ガス回収装置) の設置	生産工程でHFC、PFC、SF <sub>6</sub> を使用する工場等	除害装置が設置されており、適切に運用されている。	除害装置の運転状況が確認できるもの
	IV-3	生産工程のノンフロン化の実施	生産工程でHFC、PFC、SF <sub>6</sub> を使用する工場等	生産工程がノンフロン化されている。	ノンフロン化されていることが確認できる資料
	IV-4	ノンフロン機器への転換実施	冷凍機、空調機 (パッケージ空調、ビルマルチ)、冷凍倉庫	機器のノンフロン化を実施している。	ノンフロン化されていることが確認できる資料
	IV-5	SF <sub>6</sub> の転換実施	絶縁機器	III-3で立案した計画を実施している。	SF <sub>6</sub> を使用していない絶縁機器への転換が実施されていることが確認できるもの

別表 3 (続き) 重点対策 (規則第 4 条第 3 項該当事業者用)

段階	番号	対策名称	対象機器等	実施済の基準	確認資料
I ~ II	I-1	燃料使用量等の定期的な把握	自らが管理する自動車	燃料使用量及び走行距離が車両別に定期的に記録されている。	燃料使用量、走行距離が車両別に定期的に記録されたもの (運転日報、月報など)
	I-2	エコドライブの励行		エコドライブに関するマニュアルが整備され、運転者に対する講習会が行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブマニュアル</li> <li>・運転者へのエコドライブに関する講習の記録</li> </ul>
III	III-1	次世代自動車の導入計画		次世代自動車の導入計画が定められている。	次世代自動車の導入計画が示された資料で以下の事項が記載されたもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・導入時期及び台数</li> <li>・導入割合の目標値</li> </ul>
IV	IV-1	次世代自動車の導入		次世代自動車が 5% 以上導入されている。	なし 計画書 (報告書) の「次世代車使用台数及び導入計画」欄により確認する。

別表 4 次世代自動車

自動車の区分	定義
プラグインハイブリッド自動車	内燃機関を有する自動車であわせて電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号) 第 2 条第 14 項に規定する自動車排出ガスの抑制に資するもののうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので、道路運送車両法第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されているもの。
電気自動車	電気を動力源とする自動車であって内燃機関を有するもの以外。
天然ガス自動車	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車であって道路運送車両法第 60 条第 1 項により交付された自動車検査証に、当該自動車の燃料が可燃性天然ガス (CNG) であることが記載されているもの。
燃料電池自動車	電気自動車のうち、水素を燃料とするもの。
クリーンディーゼル乗用車	クリーンディーゼル乗用車とは、内燃機関に軽油を用いる乗車定員 10 人以下の乗用自動車であって、平成 21 年排出ガス基準 (道路運送法車両法第 4 1 条の規定により平成 21 年 10 月 1 日以降 (車両総重量が 3.5 トン超 12 トン以下の自動車にあつては平成 22 年 10 月 1 日以降) に適用されるべきものとして定められた道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 (平成 14 年国土交通省告示第 619 号) 第 41 条第 1 項第 5 号の基準) に適合するもの。

別表 5 計画書の配点及び得点の基準（総括票）

項目	配点			計画書の得点基準
	条例12条1項1号	条例12条1項2号	条例12条1項2号	
	規則4条2項1号	規則4条2項2号	1項2号	
事業者等の概要	0	0	0	
計画期間及び報告対象年度	0	0	0	
計画書(報告書)の公表方法等	0	0	0	
温室効果ガス排出抑制のための基本方針	0	0	0	
温室効果ガス排出抑制のための組織体制	0	0	0	
エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に係る目標等の状況 (条例第12条第1項第1号及び規則第4条第2項第1号該当事業者)	60	0	0	【排出量】 削減率の年平均 (削減率÷計画期間年数)が 0%以下:0点 0%を超え1%未満:25点 1%以上2%未満:45点 2%以上3%未満:50点 3%以上:55点
エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出抑制に係る目標等の状況 (条例第12条第1項第1号及び規則第4条第2項第2号該当事業者)	0	60	0	【原単位】 削減率の年平均 (削減率÷計画期間年数)が 1%未満:0点 1%以上:5点
自動車の使用に伴う二酸化炭素の排出抑制に係る目標等の状況 (条例第12条第1項第2号該当事業者)	0	0	60	削減率の年平均 (削減率÷計画期間年数)が 1%未満:0点 1%以上:5点
重点対策の実施状況	—	—	50	・I, IIIに未実施の対策あり:0点 ・I, II全て実施済:40点 ・I, II, III全て実施済:45点 ・I~IV全て実施済:50点
排出抑制目標達成のための具体的な措置	5	5	5	・未記入:0点 ・削減策のみ記載:3点 ・削減策及び推計削減量を記載:5点
自然エネルギー源利用設備等の導入状況	5	5	5	記入あり:5点
クレジット等に関する取組状況	5	5	5	・記入なし:0点 ・電気の利用に伴うもののみ記入あり:1点 ・電気の利用に伴うもの以外の記入あり:5点
県内の工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出状況	0	0	—	
県内の工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出状況	—	0	—	
次世代車使用台数及び導入計画	0	0	0	
中小企業支援	5	5	5	・記入なし:0点 ・その他の取組のみ記入あり:3点 ・信州省エネパトロール隊への社員派遣:5点
交通対策	9	9	9	記入1項目につき3点 最大9点
環境マネジメントシステムの導入状況	3	3	3	記入あり:3点
その他の地球温暖化を防止する対策の実施状況	3	3	3	記入1項目につき1点 最大3点
自由記載欄	5	5	5	基準年度以前の過去3年以内に設備更新の実績があり、その推計削減量を算出している場合は5点
点数の合計	100	100	150	



別表 5 (続き) 計画書の配点及び得点の基準 (個別票)

項目	配点			計画書の得点基準
	条例12条1項1号 規則4条2項1号	条例12条1項1号 規則4条2項2号	条例12条1項2号	
県内の工場等の概要	0	0	—	
温室効果ガス排出抑制のための基本方針	0	0	—	
温室効果ガス排出抑制のための組織体制	0	0	—	
エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に係る目標等の状況 (条例第12条第1項第1号及び規則第4条第2項第1号該当事業者)	60	0	—	【排出量】 削減率の年平均 (削減率÷計画期間年数)が 0%以下:0点 0%を超え1%未満:25点 1%以上2%未満:45点 2%以上3%未満:50点 3%以上:55点
エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出抑制に係る目標等の状況 (条例第12条第1項第1号及び規則第4条第2項第2号該当事業者)	0	60	—	【原単位】 削減率の年平均 (削減率÷計画期間年数)が 1%未満:0点 1%以上:5点
エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出状況	0	0	—	
排出抑制目標達成のための具体的な措置	7	7	—	・未記入:0点 ・削減策のみ記載:4点 ・削減策及び推計削減量を記載:7点
自然エネルギー源利用設備等の導入状況	6	6	—	記入あり:6点
重点対策の実施状況	50	50	—	・I, IIIに未実施の対策あり:0点 ・I, II全て実施済:40点 ・I, II, III全て実施済:45点 ・I~IV全て実施済:50点
中小企業支援	6	6	—	・記入なし:0点 ・その他の取組のみ記入あり:3点 ・信州省エネパトロール隊への社員派遣:6点
交通対策	9	9	—	記入1項目につき3点 最大9点
環境マネジメントシステムの導入状況	3	3	—	記入あり:3点
その他の地球温暖化を防止する対策の実施状況	3	3	—	記入1項目につき1点 最大3点
自由記載欄	6	6	—	基準年度以前の過去3年以内に設備更新の実績があり、その推計削減量を算出している場合は6点
点数の合計	150	150	—	

別表 6 報告書の配点及び得点の基準（総括票）

項目	配点			報告書の得点基準
	条例12条1項1号	規則4条2項1号	規則4条2項2号	
	条例12条1項2号	規則4条2項1号	規則4条2項2号	
事業者等の概要	0	0	0	
計画期間及び報告対象年度	0	0	0	
計画書(報告書)の公表方法等	0	0	0	
温室効果ガス排出抑制のための基本方針	0	0	0	
温室効果ガス排出抑制のための組織体制	0	0	0	
エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に係る目標等の状況 (条例第12条第1項第1号及び規則第4条第2項第1号該当事業者)	60	0	0	【排出量】 削減率の年平均 (削減率÷計画期間年数)が 0%以下:0点 0%を超え1%未満:25点 1%以上2%未満:45点 2%以上3%未満:50点 3%以上:55点
エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出抑制に係る目標等の状況 (条例第12条第1項第1号及び規則第4条第2項第2号該当事業者)	0	60	0	【原単位】 削減率の年平均 (削減率÷計画期間年数)が 1%未満:0点 1%以上:5点
自動車の使用に伴う二酸化炭素の排出抑制に係る目標等の状況 (条例第12条第1項第2号該当事業者)	0	0	60	削減率の年平均 (削減率÷計画期間年数)が 1%未満:0点 1%以上:5点
重点対策の実施状況	—	—	50	・I, IIIに未実施の対策あり:0点 ・I, II全て実施済:40点 ・I, II, III全て実施済:45点 ・I~IV全て実施済:50点
排出抑制目標達成のための具体的な措置	5	5	5	・未記入:0点 ・削減策のみ記載:3点 ・削減策及び推計削減量を記載:5点
自然エネルギー源利用設備等の導入状況	5	5	5	記入あり:5点
クレジット等に関する取組状況	5	5	5	・記入なし:0点 ・電気の利用に伴うもののみ記入あり:1点 ・電気の利用に伴うもの以外の記入あり:5点
県内の工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出状況	0	0	—	
県内の工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出状況	—	0	—	
次世代車使用台数及び導入計画	0	0	0	
中小企業支援	5	5	5	・記入なし:0点 ・その他の取組のみ記入あり:3点 ・信州省エネパトロール隊への社員派遣:5点
交通対策	9	9	9	記入1項目につき3点 最大9点
環境マネジメントシステムの導入状況	3	3	3	記入あり:3点
その他の地球温暖化を防止する対策の実施状況	3	3	3	記入1項目につき1点 最大3点
自由記載欄	5	5	5	基準年度以前の過去3年以内に設備更新の実績があり、その推計削減量を算出している場合は5点
点数の合計	100	100	150	

別表 6 (続き) 報告書の配点及び得点の基準 (個別票)

項目	配点			報告書の得点基準
	条例12条1項1号 規則4条2項1号	規則4条2項2号	条例12条1項2号	
県内の工場等の概要	0	0	—	
温室効果ガス排出抑制のための基本方針	0	0	—	
温室効果ガス排出抑制のための組織体制	0	0	—	
エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に係る目標等の状況 (条例第12条第1項第1号及び規則第4条第2項第1号該当事業者)	60	0	—	【排出量】 削減率の年平均 (削減率÷計画期間年数)が 0%以下:0点 0%を超え1%未満:25点 1%以上2%未満:45点 2%以上3%未満:50点 3%以上:55点
エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出抑制に係る目標等の状況 (条例第12条第1項第1号及び規則第4条第2項第2号該当事業者)	0	60	—	【原単位】 削減率の年平均 (削減率÷計画期間年数)が 1%未満:0点 1%以上:5点
エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出状況	0	0	—	
排出抑制目標達成のための具体的な措置	7	7	—	・未記入:0点 ・削減策のみ記載:4点 ・削減策及び推計削減量を記載:7点
自然エネルギー源利用設備等の導入状況	6	6	—	記入あり:6点
重点対策の実施状況	50	50	—	・I, IIIに未実施の対策あり:0点 ・I, II全て実施済:40点 ・I, II, III全て実施済:45点 ・I~IV全て実施済:50点
中小企業支援	6	6	—	・記入なし:0点 ・その他の取組のみ記入あり:3点 ・信州省エネパトロール隊への社員派遣:6点
交通対策	9	9	—	記入1項目につき3点 最大9点
環境マネジメントシステムの導入状況	3	3	—	記入あり:3点
その他の地球温暖化を防止する対策の実施状況	3	3	—	記入1項目につき1点 最大3点
自由記載欄	6	6	—	基準年度以前の過去3年以内に設備更新の実績があり、その推計削減量を算出している場合は6点
点数の合計	150	150	—	

様式 1 計画書及び報告書様式

様式 2 事業活動温暖化対策計画書提出書

様式 3 事業活動温暖化対策実施状況等報告書提出書

様式 4 重点対策ステップⅡ（実態把握）の様式

（原油換算エネルギー使用量が 1,500kl 以上の工場等用）

様式 5 重点対策ステップⅠ（現状把握）の様式

（その他ガス排出量が 3,000tCO<sub>2</sub> 以上の工場等用）